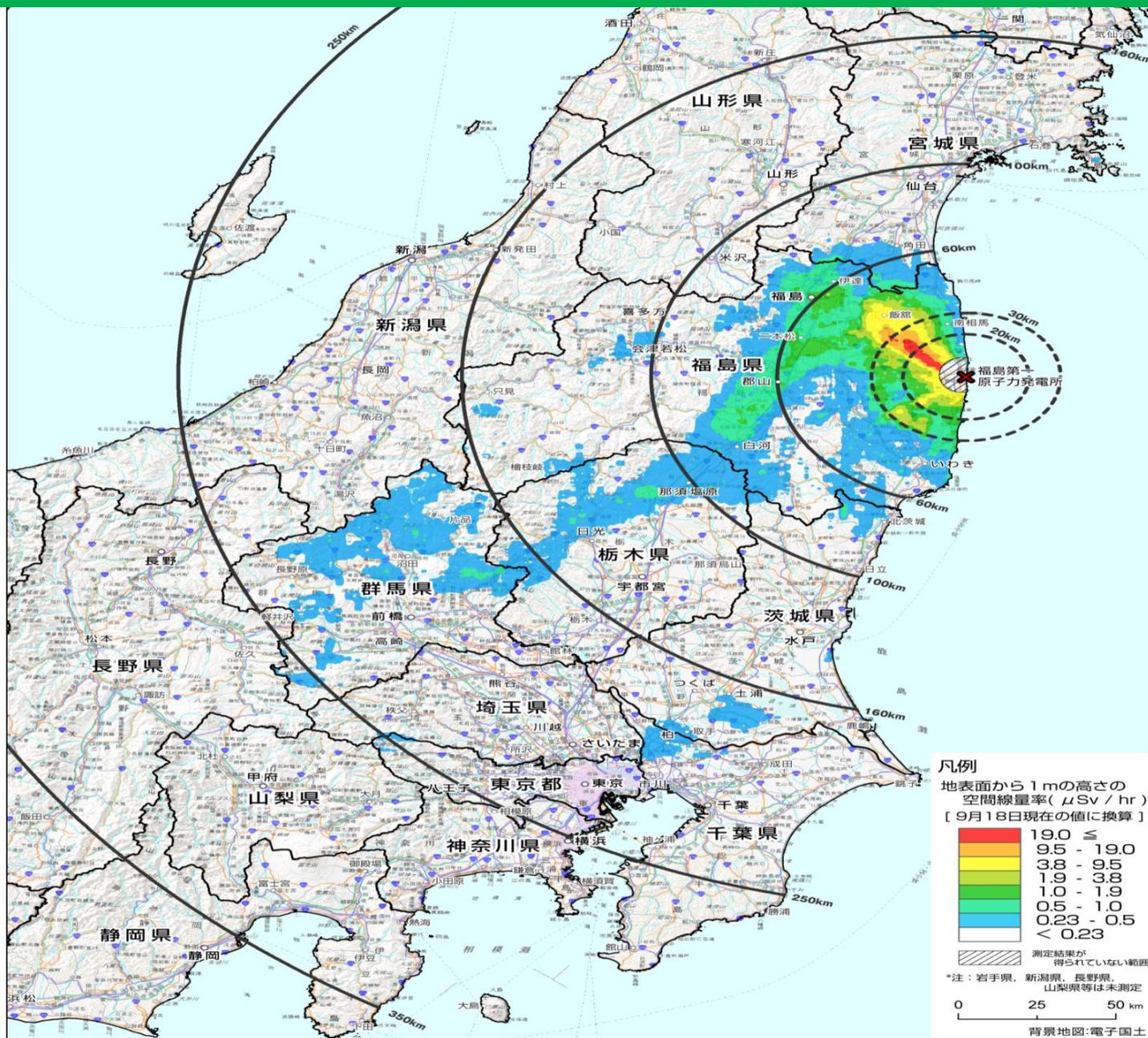


除染・中間貯蔵施設の 取組について

平成24年11月
環境省水・大気環境局

福島第一原発事故に伴う汚染の状況



放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理

関係原子力事業者(東京電力)が実施

① 除染特別地域

環境大臣による
除染特別地域
の指定

- 警戒区域・計画的避難区域の11町村



環境大臣による特別地域内
除染実施計画
の策定

- 除染等の措置等の実施に関する方針、目標等を定める
- 関係行政機関の長との協議
- 関係地方公共団体の長の意見聴取

現時点で、川内村、田村市、楡葉町、南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村の計画を策定済み

国による除染
等の措置等の
実施

- 関係省庁の協力を得つつ、環境省が実施

② 汚染状況重点調査地域

環境大臣による汚染状況重
点調査地域の指定

- 環境の汚染状態が一定の要件に適合しない又はそのおそれが著しいと認められる地域(除染特別地域以外)を指定
- 全国で8県104市町村を指定
- そのうち、法定計画の協議が終了した市町村は88市町村(11月2日現在)

都道府県知事等(※)による
汚染状況の調査測定
(※)政令で定める市町村の長を含む

都道府県知事等による除染
実施計画策定

<対策実施主体>

- ・国管理地 国
- ・都道府県管理地 都道府県知事
- ・市町村管理地 市町村長
- ・独法等管理地 独法等
- ・その他の土地 市町村長

国、都道府県知事、市町村長等は除染実施
計画に基づき除染等の措置等を実施

直轄地域の除染の進め方

当面2年間(平成24・25年度)の方針

特別地域内除染実施計画等にとり、放射線量に応じて適切に除染を実施。

○50mSv/年超の地域:

除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。

○20～50mSv/年の地域:

平成25年度内を目途に、住居等や農用地における空間線量が20mSv/年以下となることを目指す。

○20mSv/年以下の地域:

長期的に、追加被ばく線量が1mSv/年以下となることを目指す。



平成26年度以降の方針

○長期的目標として追加被ばく線量が1mSv/年以下となることを目指し、

○2年間の除染の結果について点検・評価し、対応方策を検討。計画の見直しを含め適切な措置を講ずる。

直轄地域の除染の進捗状況

直轄地域の除染の進捗状況					
	先行除染 (拠点の除染)	本格除染(面的な除染)			
		事前準備 (権利者の特定等)	除染計画の策定	除染作業	仮置場の地元調整 ・工事
田村市	○	○	○(4/13)	○(7/25～)	○(確保済み)
檜葉町	○	○	○(4/13)	○(9/6～)	○(確保済み)
川内村	○	○	○(4/13)	○(9/4～)	○(確保済み)
飯館村	○	○	○(5/24)	○(9/25～)	○ (一部確保済み)
川俣町	○	○	○(8/10)	(11/1～) 準備作業(除草)中	○ (一部確保済み)
葛尾村	○	○	○(9/28)	(10/12～) 準備作業(除草)中	○ (一部確保済み)
南相馬市	○	○	○(4/18)		地元調整中
浪江町	○	○	地元調整中		地元調整中
大熊町	○	○	地元調整中		地元調整中
富岡町	○	○	地元調整中		地元調整中
双葉町					

※除染作業の実施には、特別地域内除染実施計画の策定と仮置場の確保が前提

非直轄地域の除染の進捗状況(全体)

88市町村において、除染実施計画の協議を終了（平成24年11月2日時点）
 （除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村を併せると**94市町村**）

都道府県名	市町村数	汚染状況重点調査地域として指定された市町村 ※は、除染に関する緊急実施基本方針に基づく除染計画を策定した市町村		
		協議済市町村	計画案協議中市町村	調整中
岩手県	3	一関市、奥州市、平泉町 (3市町村)		
宮城県	9	白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町、山元町、 亘理町 (8市町村)		石巻市
福島県	41	福島市※、須賀川市※、相馬市※、二本松市※、伊達市※、本宮市※、 桑折町※、国見町※、大玉村※、鏡石町※、天栄村、会津坂下町、湯川 村※、会津美里町、西郷村※、泉崎村※、中島村※、矢吹町※、棚倉町※、 三春町※、南相馬市※ 鮫川村※、玉川村※、平田村※、浅川町※、古殿町※、小野町※、 広野町※、新地町※、田村市※、川俣町※、川内村※ (30市町村) 福島県内36市町村で除染実施計画又は緊急実施方針に基づく計画を策定済み	郡山市※、いわき市※、 白河市※、石川町※、 三島町、 昭和村、 矢祭町、 塙町、 柳津町	
茨城県	20	日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、 取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、 つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町、利根町 (19市町村)		鉾田市
栃木県	8	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、 那須町 (8市町村)		
群馬県	12	桐生市、沼田市、渋川市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、 東吾妻町、川場村 (9市町村)	安中市	片品村、 みなかみ町
埼玉県	2	三郷市、吉川市 (2市町村)		
千葉県	9	松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 印西市、白井市 (9市町村)		
計	104	88	7	9

除染推進パッケージについて(10/23)

10/7 総理指示(檜葉町除染現場・仮置場御視察時)

- ・福島復興・再生の基盤となるのが除染。よりスピードアップする必要。
- ・除染推進のパッケージの早急な策定を環境大臣に指示。

福島環境再生事務所への権限委譲

関係府省間の連携強化

除染進捗情報の住民への提供

除染推進パッケージ～除染の加速化及び不安解消に向けて～

除染の加速化に向けた対策

福島環境再生事務所への権限委譲

- 判断基準を明確化し、事務所において現地の実情に応じ迅速に判断。10月内にガイドライン・補助金それぞれのQ&Aを改定。
- 除染・廃棄物処理に係る体制拡充

地元と連携した農地除染の具体的なプランづくり

- 地元関係者及び関係機関(環境省・農水省)との間での連携を強化し、具体的な除染方法を確定

関係府省間の連携強化

- インフラ復旧や農林業の再生等の復興施策と一体となった取組が進むよう連携を強化※

同意取得業務の民間委託拡充 除染人材の広域的確保

- 10月内に国直轄事業の同意取得等業務の民間委託を概ね倍増(約40→80名程度)
- 除染関連作業について、地元雇用の確保に配慮しつつ、ハローワークを通じた広域的人材確保の充実

補助金等の概算払いの実施 (11月から)

除染と廃棄物処理の総合的な推進

- 福島環境再生事務所において、除染と廃棄物処理いずれの課題にも迅速に対応できるよう体制を整備

不安解消に向けた対策

住民が利用する沢水などのきめ細かなモニタリング体制の構築

- 10月内に地元の要望を聞き、モニタリング体制構築を図る

除染効果の発信

- 除染の実施前・実施後のデータをわかりやすく取りまとめ、除染情報サイト等で発信を開始(11月中)

除染進捗情報の発信

- 除染情報サイトを改定し、除染に着手した市町村ごとの進捗状況(施設数、面積等)の発信を開始(11月中)

除染に関するリスクコミュニケーション強化

- 出張講座等体制(80人程度)を10月内に構築
- 除染情報プラザの機能を活用し、健康影響に関するセミナーを開催等
- ハンドブック・読本を10月内に作成

※インフラ復旧担当課長会議、常磐自動車道の放射線対策検討合同チーム、避難指示区域内におけるJR常磐線復旧に係る検討チーム、避難12市町村ごとの円滑な復興に向けた国・県・市町村の協働体制における連携チーム、森林除染に関するワーキングチーム等。また、課題横断で復興庁・内閣府・環境省等関係省庁の連携強化を図る。

住民の不安解消を図りながら、除染をさらに加速化

中間貯蔵施設に係る最近の動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- ・ 中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う
- ・ 仮置場の本格搬入開始から3年程度(平成27年1月)を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- ・ 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- ・ 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町(双葉町、大熊町、楢葉町)に分散設置する考え方を説明

平成24年8月 福島県及び双葉郡8町村に対し、中間貯蔵施設に関する調査について説明

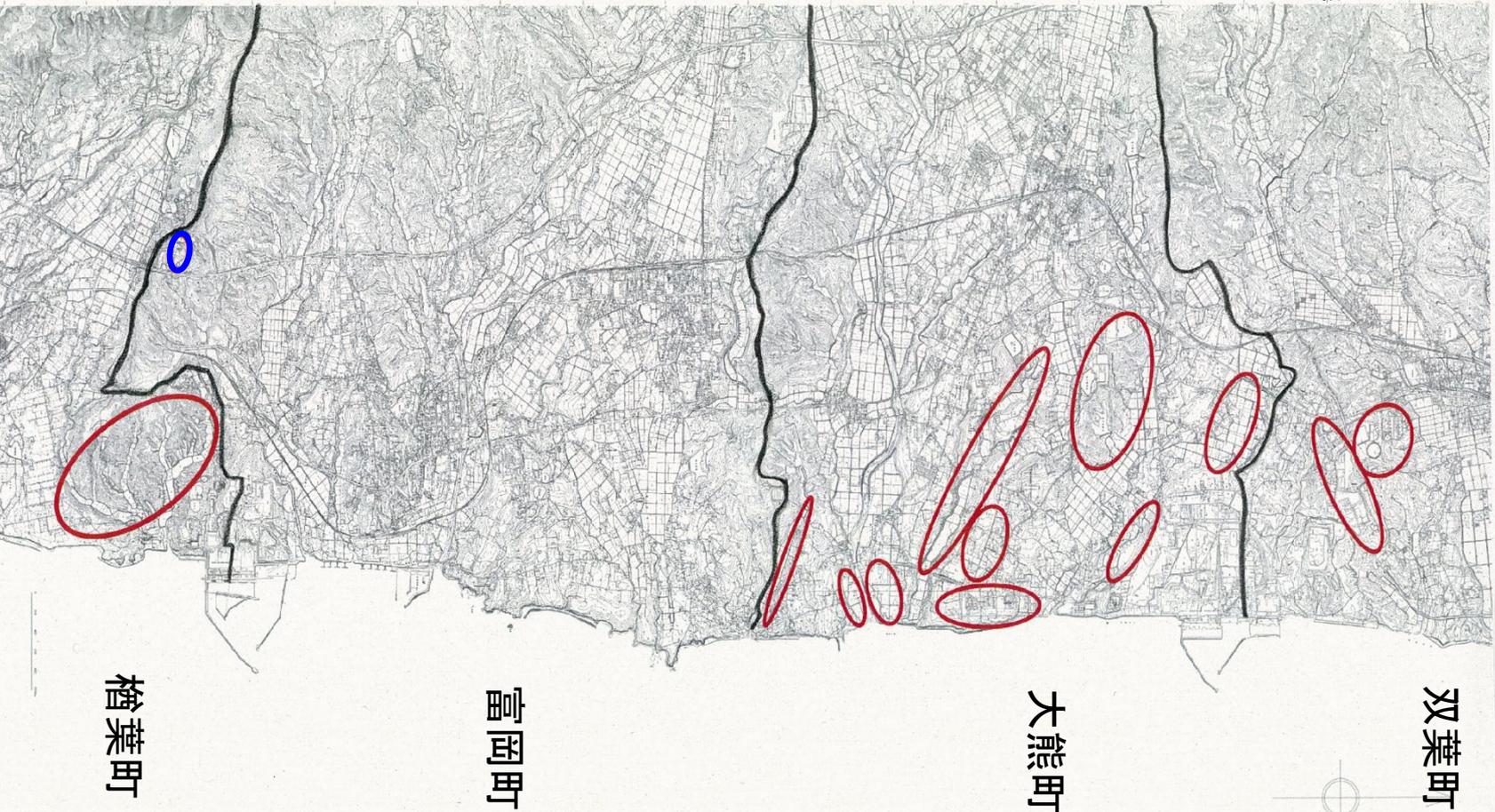
中間貯蔵施設に係る調査候補地等

別紙1

... 中間貯蔵施設に係る調査候補地



... 既存の管理
型処分場



※この調査候補地に示した地点は、あくまで現時点で調査を実施することを想定している大まかな範囲を示したものであり、実際の調査はこの地点の周辺においても実施する場合があります。

